

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局再生可能エネルギー導入推進課		093-582-2238			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
北九州市カーボンニュートラル支援プログラム調査業務委託	アークエルテクノロジーズ株式会社	3,998,495	令和6年11月19日	本委託業務を履行可能な事業者が、専門的な知識等を有するアークエルテクノロジーズ株式会社のみであるため	自治法 施行令 第2号	3,998,495	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局サーキュラーエコノミー推進課		093-582-2630			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
北九州市環境学習施設の現状と課題に関する調査等業務委託	株式会社ノムラメディアス	1,994,740	令和7年2月17日	本業務は、環境学習施設（エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム）の現状と課題の把握、先進的な環境学習施設の分析及び効果的な展示方法や市内企業のサステナブルな取組み調査など、今後、市内環境学習施設の展示や施設間連携のあり方を検討していくための調査等を行うものである。 よって、本業務委託では、施設の効果的な展示や最新のデジタル技術を活用したコンテンツ制作など、専門的な技術・経験・知識等を有した創造的な事業者企画提案をさせ、「公募型プロポーザル方式」を実施後、決定した事業者と随意契約とを行った。	自治法 施行令 第2号	1,994,740	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局環境監視課		093-582-2290			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
令和7年度気象調査他業務委託	一般財団法人日本気象協会 九州支社	3,905,000	令和7年3月19日	「令和7年度気象調査他業務委託」は、本市における大気汚染と気象状況との関連を把握するため、気象調査や解析を行うとともに、公害監視センターにおいて大気環境の監視を行うものであり、気象業務法第17条に規定する予報業務許可業者であることが求められる。加えて、光化学スモッグの危機管理において、光化学オキシダント発生予測情報は不可欠であり、その情報を提供できることも求められる。 そこで、令和7年1月31日から2月18日の間、当該業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱」に基づき、参加意思確認書の提出を求める公募を実施したところ、公募期間中に参加意思確認書の提出がなく、履行可能なものが上記業者しかいないことが明らかとなったため、当該業務を上記業者と特命随意契約にて契約した。	自治法 施行令 第2号	4,324,100	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093-582-2180			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度馬島家庭ごみ海上輸送業務委託	馬島自治会	単価 搬送1回当たり 33,000円(税抜)	令和7年3月5日	馬島自治会に本業務を委託することにより、ごみステーション等の管理から運搬、海上輸送までを自治会の責任において行うことになり、効率的であるうえに廃棄物の適正処理にもつながる。 同時に、馬島の住民自らが排出したごみの量や分別の状態を随時把握することができ、島民のごみ処理に対する自覚及び環境美化意識の向上を図ることができる。 また、自治会員保有の船舶を海上輸送に使用しており、天候の急変時にも臨機の対応が可能である。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	単価契約を含めた 予定総額 3,484,800円
令和7年度藍島家庭ごみ収集及び海上輸送業務委託	藍島自治会	単価 収集1回当たり 216,000円(税抜) 搬送1回当たり 50,000円(税抜)	令和7年3月18日	藍島自治会に本業務を委託することにより、ごみステーション等の管理から運搬、海上輸送までを自治会の責任において行うことになり、効率的であるうえに廃棄物の適正処理にもつながる。 同時に、藍島の住民自らが排出したごみの量や分別の状態を随時把握することができ、島民のごみ処理に対する自覚及び環境美化意識の向上を図ることができる。 また、自治会員保有の船舶を海上輸送に使用しており、天候の急変時にも臨機の対応が可能である。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	単価契約を含めた 予定総額 8,131,200円
令和7年度離島ごみ陸上輸送業務委託	日本資源流通株式会社	単価契約 家庭ごみ陸上輸送 11,000円/1台あたり(税抜) 他	令和7年2月12日	本業者は、現在、環境局が行う家庭ごみの収集業務を請け負っている業者であり、仮置き場所及び市の指定した施設に近い西港町に事業所を構えており、業務実施前後の移動距離が短く、天候の急変による海上輸送日時の変更に対しても臨機に対応が可能であり、確実な輸送が見込める。また家庭ごみ収集に使用している機材、人員等を活用できることなどから、低廉な費用で業務を遂行できる。 当該業務の委託先検討にあたっては、令和6年7月1日から12日まで業務委託に係る参加者の有無を確認する公募を実施したが、期限までに参加意思確認書の提出は無かった。 よって、「日本資源流通株式会社」と随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	単価契約 予定総額 1,730,652円

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093－582－2180			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
し尿収集業務委託	一般社団法人北九州市環境保全協会	15,205,810円/月	令和7年3月27日	1 し尿収集は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、市の責務として課せられ、業務の確実な履行が重視されている市民生活に密着した業務である。その要求を満たすためには、必要な機材と専門的な知識・技術を持つ人員を備え、また、相当の経験を有する必要がある。 2 一般社団法人北九州市環境保全協会は、市内のし尿収集業者全社で作る法人であり、市内には他にし尿収集を行えるものはいない。 以上のことから、一般社団法人北九州市環境保全協会にし尿収集業務を委託するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 200,892,040円
し尿処理手数料収納業務委託	一般社団法人北九州市環境保全協会	基本額（月額90,000円）＋実績額（収納額の40％）×税/月	令和7年3月28日	し尿処理手数料は、し尿収集にかかるものであるため、し尿収集業務について精通している必要があり、同時に、効率的、効果的に収納業務を行なうためには、個別世帯の状況を把握できることが不可欠である。 以上のことから、し尿収集業務委託を委託している一般社団法人北九州市環境保全協会にし尿処理手数料収納業務を委託するもの。 なお、一般社団法人北九州市環境保全協会は、市内のし尿収集業者全社で作った法人であり、市内には他にし尿収集を行なえる者はいない。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 1,734,202円
美化活動支援管理業務委託	北九州市環境衛生総連合会	8,000,000	令和7年3月24日	本業務は、ごみステーション管理補助金及びごみステーション集積容器等設置補助金に関する事務、まち美化キャンペーンのチラシの配布等、地域の環境活動支援や美化活動推進を目的とするもので、実施にあたっては、町内会等の組織と密接な連携を図る必要がある業務である。 北九州市衛生総連合会は、約60年間、町内会の組織と一体化して地域における衛生思想の普及、地域の環境活動支援や美化活動の推進に取り組んできた団体であり、標記業務を能率的で円滑に遂行することが期待できる。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093-582-2180			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
道路清掃業務委託	有限会社 東邦清掃サービスセンター ほか5社	単価 1,431,000円/月 ほか	令和7年3月25日	道路清掃は、特殊車両であるロードスweeperを使用するため、委託する場合は、その専門的な知識・運転技術をもつ人員が必要である。交通量の多い幹線道路や主要な道路を安全に清掃するためには、相当の経験を有するものでなければ、交通渋滞を引き起こすなど、市民に対して大きな影響が出る事が予想される。当該業務委託業者6社は、長年にわたり当該業務を行ってきた実績があり、業務を確実に遂行することができる。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 154,853,600円
河川・海浜清掃業務委託	株式会社広吉環境開発	単価 ・車両搬送 24,700円/台 ・船舶使用 48,400円/回 ほか	令和7年3月24日	河川・海浜清掃は、小型船舶などの機材を使用するため、委託する場合は、その専門的知識・操作技術を持つ人員を備えている必要がある。また、河口付近では潮の流れや満ち干きを読んだ作業、船上・沼地での大変危険を伴う作業などが多く、業務遂行には相当の知識と経験を有するものでなければ目的の達成は困難である。長雨、台風の後河川敷などは大量のごみが漂着することが多く、その場合は通常以上に素早い清掃が必要になるため、経験を重ね効率的な作業ができる業者であることが不可欠である。当該委託業者は、長年にわたり当該業務を行ってきた実績があり、業務を確実に遂行することができる。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 7,539,640円
市民トイレ清掃業務	村上産業有限会社 キズナ環境整備株式会社 株式会社桜組 双興海運株式会社	115,061,916	令和7年3月24日	環境局が清掃する市民トイレは市内に約420ヶ所あり、清掃回数は週1100回以上であるため、効率的かつ迅速に清掃業務を行う必要がある。また市民に快適に使用してもらうため、併せて丁寧な作業が求められ、業務の習熟と実績を必要とする。 毎年業者が入れ替わる可能性のある競争入札では、清掃時間帯の変更や清掃状況の変化など、利用する市民に不便を及ぼすおそれがあるため、業務経験と実績のある業者に委託するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093－582－2180			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度し尿処理システム及びごみ処理手数料システム運用支援及び保守業務委託	株式会社ソルネット	5,475,800	令和7年3月17日	し尿処理手数料システム及びごみ処理手数料システムを開発するにあたっては、開発契約の受託者である株式会社ソルネットが所有するパッケージソフトを導入しており、根幹のモジュールやプログラムソースは非公開となっている。 このため、モジュール等を参照することが可能な株式会社ソルネットでなければ、本業務は履行できないため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
指定袋等保管・配送業務	株式会社エス・バイ・デー	単価 7円／セット	令和7年3月25日	コンビニエンスストアについては、物流拠点に各商品をいったん集め、店舗別に分けて配送する独自のシステムを採用しており、発注・納品・在庫の管理についても、POS（販売時点情報管理）システムなどを通じて一体的に行っている。 当該業者は、北九州市ごみ処理手数料収納事務委託契約の受託者である㈱セブンイレブン・ジャパンの指定業者であり、同社の加盟店舗への指定袋及び粗大ごみ納付券は、以下の理由により、この指定業者を通じてでなければ納入できないため、特命随意契約を行うもの。 【理由】 （１）指定袋はごみ袋という性質上、他の商品と同様に取り扱う必要があり、加盟店舗全体の配送・保管業務を受け持つ上記業者でないと納品時の検品や在庫数量、発注数量の情報管理ができない。 （２）収納事務委託に基づく指定袋及び粗大ごみ納付券の在庫状況の管理は、POSシステムで行うことになっており、他者が各店舗に配送を行えば集中管理ができず、各加盟店舗での在庫数量等の把握やシステムによる集計に基づく発注体制に支障がでる。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 4,307,387円

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093-582-2180			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
指定袋等保管・配送業務	国分九州株式会社	単価 7円／セット	令和7年3月24日	コンビニエンスストアについては、物流拠点に各商品をいったん集め、店舗別に分けて配送する独自のシステムを採用しており、発注・納品・在庫の管理についても、POS（販売時点情報管理）システムなどを通じて一体的に行っている。 当該業者は、北九州市ごみ処理手数料収納事務委託契約の受託者である㈱ローソンの指定業者であり、同社の加盟店舗への指定袋及び粗大ごみ納付券は、以下の理由により、この指定業者を通じてでなければ納入できないため、特命随意契約を行うもの。 【理由】 （１）指定袋はごみ袋という性質上、他の商品と同様に取り扱う必要があり、加盟店舗全体の配送・保管業務を受け持つ上記業者でないと納品時の検品や在庫数量、発注数量の情報管理ができない。 （２）収納事務委託に基づく指定袋及び粗大ごみ納付券の在庫状況の管理は、POSシステムで行うことになっており、他者が各店舗に配送を行えば集中管理ができず、各加盟店舗での在庫数量等の把握やシステムによる集計に基づく発注体制に支障がでる。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 1,823,275円
指定袋等保管・配送業務	伊藤忠リーテイルリンク株式会社	単価 7円／セット	令和7年3月24日	コンビニエンスストアについては、物流拠点に各商品をいったん集め、店舗別に分けて配送する独自のシステムを採用しており、発注・納品・在庫の管理についても、POS（販売時点情報管理）システムなどを通じて一体的に行っている。 当該業者は、北九州市ごみ処理手数料収納事務委託契約の受託者である㈱ファミリーマートの指定業者であり、同社の加盟店舗への指定袋及び粗大ごみ納付券は、以下の理由により、この指定業者を通じてでなければ納入できないため、特命随意契約を行うもの。 【理由】 （１）指定袋はごみ袋という性質上、他の商品と同様に取り扱う必要があり、加盟店舗全体の配送・保管業務を受け持つ上記業者でないと納品時の検品や在庫数量、発注数量の情報管理ができない。 （２）収納事務委託に基づく指定袋及び粗大ごみ納付券の在庫状況の管理は、POSシステムで行うことになっており、他者が各店舗に配送を行えば集中管理ができず、各加盟店舗での在庫数量等の把握やシステムによる集計に基づく発注体制に支障がでる。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 1,727,733円

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093-582-2180			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
動物死体収集業務1	北九州市廃棄物処理事業協同組合	14,256,000	令和7年3月27日	「北九州市委託業務への参加の有無を確認する公募手続き」を行った結果、1社のみの参加であったため。	自治法 施行令 第2号	非公開 （特命随意契約 で、継続性がある）	
動物死体収集業務2	北九州市廃棄物処理事業協同組合	13,860,000	令和7年3月27日	「北九州市委託業務への参加の有無を確認する公募手続き」を行った結果、1社のみの参加であったため。	自治法 施行令 第2号	非公開 （特命随意契約 で、継続性がある）	
動物死体収集業務3	株式会社椛組	23,601,600	令和7年3月27日	「北九州市委託業務への参加の有無を確認する公募手続き」を行った結果、1社のみの参加であったため。	自治法 施行令 第2号	非公開 （特命随意契約 で、継続性がある）	
家庭ごみ収集業務委託	株式会社広吉環境開発 ほか11社	1,781,590,800	令和7年3月27日	市町村が一般廃棄物の収集運搬業務等を委託する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に、受託者の資格要件、能力、委託料の額等の基準が規定されている。この規定は、経済性の原則よりも適正な業務履行を重視するものである。 家庭からステーションに出されるごみや資源化物の収集業務は、日々安定的な業務遂行の確保が必要な市民生活にたいへん密着した業務である。このため、廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有すると解されており、同責任は他者に委託した場合でも引き続き市町村が有するものである。 本契約における業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって定められた業務遂行に足りる施設、人員を保有し、財政的基礎等の条件をすべて満たす事業者である。さらに、当該業務の実施に関し相当の経験を有しており、業務を安定的に、かつ確実に履行することができる。また、長年の経験から収集区域を熟知しており、災害時等における臨機対応も可能である。	自治法 施行令 第2号	非公開 （特命随意契約 で、継続性がある）	
道路狭あい地域家庭ごみ収集業務委託	株式会社広吉環境開発 ほか10社	105,732,000	令和7年3月27日	通常の塵芥車では収集を行う事が出来ない道路狭あい地域において、軽ダンプを使用し、家庭ごみの収集を行う業務であり、当該地域が属する町丁における通常のごみ収集と同一業者に委託することにより、安定的かつ低廉におこなうことができるため。	自治法 施行令 第6号	非公開 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093－582－2180			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
プラスチック資源一括収集 業務委託	株式会社広吉環境開発 ほか4社	270,375,600	令和7年3月27日	市町村が一般廃棄物の収集運搬業務等を委託する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に、受託者の資格要件、能力、委託料の額等の基準が規定されている。この規定は、経済性の原則よりも適正な業務履行を重視するものである。 プラスチック製容器包装収集業務は、家庭ごみ収集業務と同様に市民生活に密着した日々必要不可欠な業務であり、安定的な業務遂行の確保が非常に重要である。 この業務は家庭ごみ収集と曜日が重なることに加え、収集エリアも広域になるため、安定的な業務遂行のための人員、機材の確保はもちろん、収集地区を熟知しておく必要がある。 本契約における業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって定められた業務遂行に足る施設、人員を保有し、財政的基礎等の条件をすべて満たす事業者である。さらに、当該業務の実施に関し相当の経験を有しており、業務を安定的に、かつ確実に履行することができる。また、長年の経験から収集区域を熟知しており、災害時等における臨機対応も可能である。	自治法 施行令 第2号	非公開 （特命随意契約 で、継続性がある）	
プラスチック使用製品収集 業務委託	北九州市廃棄物処理事業協 同組合他3社	45,658,800	令和7年3月27日	当該契約は、現在実施している「家庭ごみ等収集業務委託」において、「プラスチック製容器包装」と一緒に「プラスチック使用製品」を収集する業務である。 そのため、現在の委託業務を行っている事業者に委託しなければ履行出来ないのも、特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第6号	非公開 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先			環境局業務課		093-582-2180		
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
粗大ごみ収集及び引越ごみ認定業務	株式会社 広吉環境開発 ほか3社	305,817,600	令和7年3月27日	粗大ごみ収集業務は、市民生活に密着した必要不可欠な業務であり、安定的な業務遂行の確保が非常に重要である。委託先の業者は、業務遂行に必要な中型破碎機械車などの特殊機材や人員等を保有し、財政的基礎等の条件をすべて満たす事業者である。 当該業務は、粗大ごみ・粗大ごみ特別収集・引越ごみ・町内集団回収といった手数料や収集方法などがそれぞれ異なるものについて市民からの申込み内容に基づいて収集するものであるが、当該業者はこれら全ての収集制度を熟知しており、かつ当該業務の実施に関して相当の経験を有しているため、業務を安定的に確実に履行することができる。また、各種制度を熟知していることから収集作業中の市民への対応を円滑に行うことができ、よりよい市民サービスの提供につながる。 当該業務において完全に戸別収集を行うには、市内の道路状況を細かく把握している必要があるが、長年の経験から収集区域を熟知しており、業務を効率的に行うことができるだけでなく、災害時等における臨機の対応も可能である。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
家庭系蛍光管等リサイクル業務委託	株式会社ジェイ・リライツ	単価 1kgあたり122円	令和7年3月31日	標記業者は蛍光管から蛍光管へリサイクルを行うことが出来る市内唯一の事業者で、家庭系・事業系を問わず蛍光管のリサイクルを行っているため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 9,259,800円
家庭系蛍光管回収業務委託 （家電小売店）	北九州市廃棄物処理事業協 同組合	3,102,000	令和7年3月31日	公募の結果、当初予定していた業者以外からは応募がなかったため、北九州市業務委託にかかる随意契約ガイドラインにのっとり、当該業者と随意契約を行うものとする。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093－582－2180			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
家庭系蛍光管回収業務委託（家電量販店）	株式会社西原商事	単価 1kgあたり75円	令和7年3月31日	公募の結果、当初予定していた業者以外からは応募がなかったため、北九州市業務委託にかかる随意契約ガイドラインにのっとり、当該業者と随意契約を行うものとする。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 4,455,000円
充電式電池等収集運搬業務	株式会社イマナガ	1,650,000	令和7年3月31日	当該事業者は、使用済小型電子機器等の再資源化事業において、回収器の選別および処理業者への引き渡し業務を担っている業者である。 本業務は、小型電子機器の回収ボックスを設置している場所に、充電式電池の回収ボックス併せて設置し、充電式電池などを効率的に収集運搬するものである。 小型電子機器再資源化事業と本業務を一体的に履行させることで、効果的で効率的な委託ができるため、経費の削減や円滑な業務の実施ができることから、同社と特命にて随意契約を行うものである。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
小型電子機器等再資源化業務	日本磁力選鉱株式会社	単価 1kgあたり416円	令和7年3月31日	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、実施するものである。 小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等を適正かつ確実にリサイクルできる者として国が認定した「認定事業者」に、小型電子機器等を引き渡してリサイクルを実施する仕組みとなっている。 当該事業者は、本市を含むエリアを収集区域としている認定事業者であり、唯一の市内事業者である。そのため本業務を履行期間内に確実に履行できるものは同社以外にはなく、特命にて随意契約を行うものとする。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 3,843,840円

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093－582－2180			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
動物死体収集受付業務及び 動物の死体処理手数料の徴 収業務1	北九州市廃棄物処理事業協 同組合	1,313,400	令和7年3月31日	動物死体収集業務の収集受付を実施するものであり、動物死 体収集業務と一体的に請け負うことにより、収集受付から収 集まで円滑な業務の実施ができるため効果的で効率的な委託 が可能である。 また、動物死体処理手数料の徴収については、徴収員と収集 作業者が同一の車両等で収集場所に向かうなどが可能で、他 の事業者へ委託する場合に比べて明らかに経費の削減及び業 務の効率化をする事が出来る。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性があ る）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局施設課		093-582-2184				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
令和7年度 一般廃棄物埋立処分等業務委託	ひびき灘開発株式会社	216,668,105	令和7年3月24日	業務履行場所である響灘西地区廃棄物処分場（以下「西地区処分場」という。）では、一般廃棄物、土砂に加え、市の発注工事や市有施設で発生した産業廃棄物についても併せて埋立処分を行っているため、本業務の委託先は、本市の産業廃棄物最終処分業（埋立処分）の許可を有する必要がある。当該許可を有し、且つ同様の海面埋立方式の管理型最終処分場を運営している市内業者は、ひびき灘開発株式会社（以下「HKK」という。）のみである。 また、当該処分場には、計量所、料金所、廃棄物受入システムを有していないため、隣接する響灘西部廃棄物処分場（HKK所有）で使用している計量所等の施設を使用（共用）しなければ、当該業務の履行が困難である。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	金額は予定（廃棄物の搬入状況等により変動）	
令和7年度 新門司工場薬品等選定納入に係る業務委託	日鉄環境エネルギーソリューション株式会社	単価 2,199円/ごみt	令和7年3月26日	新門司工場の薬品選定納入業務は、溶融炉が連続して安定的に運転できるように、薬品を選定し、納入する業務である。そのため、溶融炉の構造や特性、運転管理等を熟知していなければならない、特殊な技術や知識が必要である。 日鉄環境エネルギーソリューション株式会社は、新門司工場の溶融炉メーカーである日鉄エンジニアリング株式会社製のごみ溶融炉の運転管理を専門に行っている業者であり、同溶融炉の特性や運転技術に精通している。 同業者は、本業務の的確な遂行に当って密接な関係を有する同工場の運転管理業務を特命随意契約で受託しており、本業務を委託するのに最適な業者であり、他に替わる業者はいない。 以上の理由により、本業務を日鉄環境エネルギーソリューション株式会社へ委託するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で継続性がある）	単価契約 予定総額 302,362,500円 （ごみ量125,000t/年）	
令和7年度 皇后崎工場薬品選定納入に係る業務委託	株式会社タクマテクノス九州支店	単価 1,350円/ごみt	令和7年3月26日	皇后崎工場の薬品選定納入業務は、焼却炉が連続して安定的に運転できるように、薬品を選定し、納入する業務である。そのため、焼却炉の構造や特性、運転管理等を熟知していなければならない、特殊な技術や知識が必要である。 株式会社タクマテクノス九州支店は、皇后崎工場の焼却炉メーカーである株式会社タクマ製のごみ焼却炉の運転管理を専門に行っている業者であり、同焼却炉の特性や運転技術に精通している。 同業者は、本業務の的確な遂行に当って密接な関係を有する同工場の運転管理業務を特命随意契約で受託しており、本業務を委託するのに最適な業者であり、他に替わる業者はいない。 以上の理由により、本業務を株式会社タクマテクノス九州支店へ委託するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で継続性がある）	単価契約 予定総額 256,905,000円 （ごみ量173,000t/年）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局施設課		093-582-2184			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度 新門司工場他2工場焼却灰運搬業務委託	一般社団法人 北九州市環境保全協会	99,844,800	令和7年3月24日	本契約については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（通称 合特法）※の趣旨を尊重したし尿収集委託業者の合理化として、当該業者にし尿収集委託業務における保有車両台数の減車に伴う代替業務として本業務を委託するため、特命随意契約で締結するものである。 なお、当該業者は長年にわたり、し尿収集業務委託を滞りなく、適正に履行してきた実績があり、また大型の運搬車を用いた業務の履行についてのノウハウも有していることから、本業務の委託業者として優れた適格性を有しており、契約相手方として妥当である。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で継続性がある）	
令和7年度 新門司工場運転管理業務委託	日鉄環境エネルギーソリューション株式会社	313,038,000	令和7年3月26日	新門司工場の焼却炉は日鉄エンジニアリング株式会社が設計・施工したシャフト式ガス化熔融炉である。 日鉄環境エネルギーソリューション株式会社は、日鉄エンジニアリング製シャフト炉の運転部門専門会社であり、熔融炉技術の特許やノウハウにかかる部分について独占的な提供を受けている。また、同社はシャフト炉の運転技術に熟達しており、必要な人員を確保することが出来る。 以上により、シャフト炉の安定した運転と的確な整備を行うことができるのは同社しかいないため、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社へ委託するものである。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で継続性がある）	
令和7年度 皇后崎工場運転管理業務委託	株式会社タクマテクノス九州支店	259,564,800	令和7年3月24日	日明工場の焼却炉は三菱重工業株式会社が設計・施工した三菱マルチン連続燃焼式焼却炉である。 重環オペレーション株式会社は三菱重工業のごみ処理施設の運転部門会社であり、事故などの緊急時には、メーカーからの適切な運転支援、及び過去の実績に基づいた総合的見地から、迅速な対応ができる。また、同社は三菱製焼却炉の運転管理を熟知し、的確に行うために必要な人員を確保することが出来る。 以上により、当該施設の安定した運転と的確な整備を行うことができるのは、同社しかいないため重環オペレーション株式会社に委託するものである。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局施設課		093-582-2184			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度 プラスチック製容器包装再資源化業務（市町村負担分）委託	日鉄リサイクル株式会社八幡工場	単価 41,500円/トン	令和6年12月16日	本業務は、市内で計画収集された一般廃棄物であるプラスチック製容器包装のうち、容器包装リサイクル法に基づいて定められた比率（1%）分を市町村の責務として処理（再資源化）するものである。 本業務は特殊な技術、設備機器、知識を要することから、以下の条件を満たすものを選定する。 ① 技術、設備、知識要件として、プラスチック製容器包装をマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルまたはその他の方法により再資源化することが必要である為、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会の登録再生処理事業者（プラスチック製容器包装）であること。 ② 市内に工場を持っている市の登録業者であること。 調査の結果、上記条件を全てを満たすものは、日鉄リサイクル株式会社のみであった。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で継続性がある）	単価契約 予定総額 2,647,700円
令和7年度 皇后崎工場エレベーター保守点検業務委託	株式会社日立ビルシステム西日本支社北九州統括営業所	1,478,400	令和7年3月13日	1 株式会社日立ビルシステム西日本支社北九州統括営業所は、日立製作所製エレベーターの点検整備や補修を専門に行っている業者である。なお今回、保守点検の対象となる皇后崎工場エレベーターは、日立製作所製である。 2 維持及び保守に必要な部品を常に保有し、緊急時に当該エレベーターに精通した技術員を即座に派遣する体制が整えられ、故障時の迅速な対応を行うことができる業者は、株式会社日立ビルシステム西日本支社北九州統括営業所のみである。 3 皇后崎工場においては、地上階から上層階に至る階高の中に非常に多くの機器類が設定されている。今回業務対象のエレベーターは、当該工場の各階に配置されているごみ焼却に係る設備の維持管理や故障時の補修のための資材等を輸送するためにも使用しているものであり、当該工場の適正な運転を確保する上で必要不可欠な設備である。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局施設課		093-582-2184			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度 新門司工場エレベーター保守点検業務委託	東芝エレベータ株式会社九州支社	1,504,800	令和7年3月11日	1 東芝エレベータ株式会社九州支店は、東芝製エレベーターの点検整備や補修を専門に行っている業者である。なお今回、保守点検の対象となる新門司工場のエレベーターは、東芝製である。 2 維持及び保守に必要な部品を常に保有し、緊急時に当該エレベーターに精通した技術員を即座に派遣する体制が整えられ、故障時の迅速な対応を行うことができる業者は、東芝エレベータ株式会社のみである。 3 新門司工場においては、地上階から上層階に至る階高の中に非常に多くの機器類が設定されている。今回業務対象のエレベーターは、当該工場の各階に配置されているごみ焼却に係る設備の維持管理や故障時の補修のための資材等を輸送するためにも使用しているものであり、当該工場の適正な運転を確保する上で必要不可欠な設備である。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和7年度 日明かんびん資源化センター運転管理業務委託	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	149,358,000	令和7年3月17日	本業務は、日明かんびん資源化センター（以下、資源化センター）の運転管理を行うもので、障害者による資源化物選別作業などが主体の業務である。よって、当該施設は福祉工場の位置づけとなり、北九州市業務委託に係る随意契約ガイドライン第2号－8の「障害者の雇用促進政策として、福祉工場の施設運営を特定の障害者団体に随意契約で委託する」場合に相当するものである。 資源化センターには、リサイクル工房（以下、工房）が敷地内に隣接している。工房では障害者に対し、資源化センターでの選別作業を前提とした就労機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を提供している。 本業務は、上述の就労支援サービスと一体的に執行することで、資源化センターでの市障害福祉事業が可能になるため、この工房の所有者である上記業者に特命するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局施設課		093-582-2184			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度 本城かんびん資源化センター他運転管理業務委託	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	124,674,000	令和7年3月17日	本業務は、本城かんびん資源化センター（以下、資源化センター）の運転管理を行うもので、障害者による資源化物選別作業などが主体の業務である。よって、当該施設は福祉工場の位置づけとなり、北九州市業務委託に係る随意契約ガイドライン第2号－8の「障害者の雇用促進政策として、福祉工場の施設運営を特定の障害者団体に随意契約で委託する」場合に相当するものである。 市では、障害福祉政策の一環として障害者の就労支援を進めており、保健福祉局において、就労継続支援A型事業所のリサイクル工房（以下、工房）を資源化センター敷地内に設置している。その運営は指定管理者である社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会に委託している。 工房では障害者に対し、資源化センターでの選別作業を前提とした就労機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を提供している。本業務は、上述の就労支援サービスと一体的に執行することで、資源化センターでの市障害福祉事業が可能になるため、この工房の運営を行う指定管理者である上記業者に特命するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先			環境局新門司工場		093-481-4727		
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
新門司工場 純水装置点検整備業務委託	内外化学 株式会社	1,573,000	令和6年10月28日	純水装置は工業用水からボイラーに必要な純水を造るものであり、工場の根幹をなす非常に重要な設備である。 当該設備が長期間連続運転に耐える性能を発揮できなければプラント全体が処理不能となり、市のごみ処理計画に重大な影響を及ぼすこととなる。 本業務は指定した期間の中で、純水装置の点検整備、試運転動作確認、整備後の処理水分析、異常時の対策提案等であり、当該設備を取り扱う専門的特殊技術、知識を有する者でないと履行出来ない。 内外化学製品株式会社は、当該設備を設計、製作したメーカーであることから、設計、製作者でしか保有できない特殊技術、知識を有しており、短期間内での確実な履行が可能である。 以上の理由から、内外化学製品株式会社に特命するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
新門司工場 ごみピット自動火災検知装置点検整備業務委託	能美防災株式会社	3,135,000	令和6年11月6日	本業務は、工場の主要装置であるごみピット自動火災検知装置の点検整備を行うものであり、ごみクレーンの運用上、指定した期間の中で短期間かつ確実な履行が求められる。 ごみピット自動火災検知装置は、ごみピット内の発火を早期発見する装置であり、当該設備が長期間連続運転に耐える性能を発揮できなければ、火災の初期消火ができず設備やごみ処理計画に重大な影響を及ぼすこととなる。 能美防災株式会社は、当該装置の設計者であることから、設計者でしか保有できない特殊技術、知識を有しており、短期間内での確実な履行が可能である。 以上の理由から、能美防災株式会社に特命するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先			環境局新門司工場		093-481-4727		
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
新門司工場 発生ガス前処理装置他点検整備業務委託	株式会社エースウォーター 北九州営業所	3,168,000	令和6年11月6日	発生ガス前処理装置は、熱分解ガスに含まれる水分やタールなど余分な成分を除去することで、発生ガス分析計を正常に稼働させ故障を防ぐ重要設備であり、排ガス分析計は、排ガス中に含まれるO2、CO、CO2、NOX、SOX濃度を測定する、精密かつ特殊な装置である。 これらの設備は工場の安定かつ適正な操業を実現するために欠くことができないものであり、その信頼性を確保することが重要である。 このため、業者選定にあたっては、遂行業者が当該設備に関する、高度な技術的かつ専門的な内容を熟知した人材を確保していることが必要となる。 株式会社エース・ウォーターは、当該設備を設計、製作した富士電機株式会社の保守・管理部門を一任された代理店であり、当該会社でしか保有できない特殊技術、知識を有している。 以上の理由から、株式会社エース・ウォーターに特命するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
新門司工場 No.1ごみクレーン油圧バケット整備業務委託	株式会社 福島製作所	6,050,000	令和7年1月28日	ごみクレーン油圧バケットは搬入されたごみを焼却設備に投入する工場の根幹をなす非常に重要な設備である。 当該設備の整備にあたっては指定した期間の中で、特殊な加工・調整等の技術を必要とし、メーカーの技術基準にそって整備しなければ、十分な機能が得られない。 株式会社福島製作所は本設備を設計・製作したメーカーであり、設計・製作者でしか保有できない特殊技術、知識を有しており、上記業者でなければ本設備の性能を維持する上での確実かつ迅速な履行ができないものである。 以上の理由から、株式会社福島製作所に特命とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局新門司工場		093-481-4727			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
新門司工場中央監視制御システム緊急保守業務委託	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー 北九州営業所	1,716,000	令和7年3月28日	中央監視制御システムは、工場の各種設備の監視並びに自動制御を行うための基幹を成す重要設備である。 本システムは監視操作端末や各種の入出力装置ならびにシーケンサーをはじめとしたハードウェアと、多くのソフトウェアの緊密な連携によって成り立っている。 従って、その保守点検を実施するに当たっては、システム全体を熟知する専門性と、確実且つ迅速な対応を要求しなければならない。 アズビル株式会社は、本システムの構築を請け負ったメーカーであり、高度な専門性を有している。 また、24時間対応可能なコールセンターを設置し、システムの障害を速やかに除去するための体制を整えている。 さらに、システムを構成するソフトウェアに関しては、これを保守点検する上でアズビル株式会社を除いては、本業務を委託することはできない。 以上の理由から、アズビル株式会社に特命するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	長期継続契約 履行期間 R7.4.1～R8.3.31

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局皇后崎工場		093-642-6731			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
皇后崎工場 上位コン ピュータシステム保守点 検	富士電機株式会社九州支社	6,820,000	令和7年3月27日	本委託は、ごみ焼却設備の制御を行う上位コンピュータシステムの保守点検業務であり、当該設備に異常をきたした場合、ごみ焼却を継続することが不可能となるため、トラブル時の2時間以内の緊急対応を委託内容に含むなど、速やかなシステムの故障診断や異常箇所の特定、そして復旧まで行うことを要求している。 上記の対応にあたっては、製造者でしか履行できない独自の専門的技術や知識、対応力が必要不可欠なため、製造メーカーである富士電機㈱に特命随意契約としている。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号